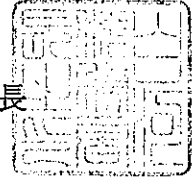


令和4年10月5日

公益社団法人 白河法人会
会長 小野 利廣 様

白河税務署長



電子帳簿保存法に関する周知等の協力依頼について（依頼）

平素より、税務行政につきまして深いご理解と多大なご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今般、電子帳簿保存法に関して以下の資料を改訂しましたので、これらについて傘下各団体及び各会員の皆様にお知らせいただく等、周知広報に関してご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今般の改訂に当たっては、令和3年11月に公表しました「お問合せの多いご質問」を一問一答（Q&A）に統合するとともに、これまで寄せられた質疑等を踏まえて内容の充実を図っています。また、お問合せの多い内容について★を付しています。

【改訂資料一覧】（ホームページ掲載日：令和4年6月30日）

- ① 電子帳簿保存法取扱通達及びその解説（趣旨説明）
- ② 一問一答（Q&A）【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】

【掲載先 URL】

国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報 > 電子帳簿保存法関係

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

なお、電子帳簿保存法については、ご要望に応じて説明会等への講師派遣を実施しておりますので、そういったご要望がございましたらお気軽にご相談ください。

連絡先

白河税務署 法人課税部門
統括国税調査官 高橋 正樹
0248-22-7111（内線 51）

令和4年10月5日

法人及び個人事業者の皆様へ

白河税務署

マイナンバーカードの積極的な取得等の周知について（依頼）

平素より、税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力をいただきありがとうございます。マイナンバー制度の導入により税務署に提出する申告書等の税務関係書類については、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載することとなっています。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤であることから、国税庁では、マイナンバー等の利活用機関として、制度の更なる普及に向けて、引き続き、政府全体の取組としてマイナンバー制度の周知・広報に取り組んでいます。

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年10月20日から開始したマイナンバーカードの健康保険証利用、令和4年3月28日から開始した公金受取口座の登録、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Taxによる確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

なお、現在、マイナンバーカードの新規取得のほか、健康保険証の利用登録及び公金受取口座の登録をした方を対象とした「マイナポイント第2弾」を実施しており、健康保険証の利用登録及び公金受取口座の登録を行った方のポイント申込・付与が開始しております。

法人及び個人事業者の皆様におかれましては、引き続き、所得税等の確定申告を行う従業員等の方々に、以下の資料についての社内LANへの掲載、メール配信などの方法により、マイナンバーカードの積極的な取得等について、周知を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及びキャッシュレス納付の利用拡大、年末調整手続の電子化、インボイス制度に係る登録申請及び登録通知の受領のe-Tax利用の推奨などにも取り組んでいます。

e-Taxを利用して申告手続等を行う場合には、本人確認書類の提示や写しの提出が不要になるなどのメリットがありますので、e-Taxの利用などにつきましても併せて周知を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。